

個人情報保護審議会（第 58 回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成 1 5 年 1 0 月 6 日 (月) 午後 6 時から午後 8 時まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号
兵庫県民会館 1 2 階 会議室 1 2 0 2 号室

2 出席委員の氏名

山下 淳	岸本 洋子	赤坂 正浩	伊藤 潤子
上羽 慶市	齋藤 修	藪野 正昭	

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名 (事務局)

県民情報室

県民情報室長	浜田 充啓	個人情報・行政手続係長	白井 重孝
県民情報室	中谷 真紀子	県民情報室	桂 和久

4 会議に付した案件の名称

調査審議事項

個人情報保護条例の見直しについて (諮問受付番号 1 5 - 4 号案件)

- (1) 利用停止請求権の創設について
- (2) 開示請求に係る手続規定について
- (3) 訂正請求に係る手続規定について

5 議事の要旨

調査審議事項

委 員： まず、個人情報の見直しについて (利用停止請求権の創設及び訂正請求に係る手続規定について) 事務局 (県民情報室) より説明していただく。

事務局より、利用停止請求権の創設及び訂正請求に係る手続規定について説明が行われた。

委 員： ただ今の説明を総括すると、利用停止請求権の創設を審議する際の論点は、 まず、利用停止請求権を創設するのか、 創設する場合、利用停止請求の要件として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (以下、「行政機関法」という。) 第 3 6 条に定める要件をそのまま条例にあてはめることができるのか、 行政機関法第 3 8 条に定める、利用停止義務、利用停止の比較衡量基準をそのま

ま採用するのか、開示請求前置とし、なお利用停止請求の期間を設定するのか、あわせて訂正請求について期間を設定するのかである。

各委員からご意見・ご質問を伺いたい。

委員： 県としては、個人情報の保護のレベルを向上する対応を、行うべきであり、裁判所での司法審査手続を保障する利用停止請求権の創設は望ましい。

委員： もう一度、条例の訂正請求と行政機関法の訂正請求権の違い、是正の申出と利用停止請求の違いを説明して欲しい。

事務局： 現行条例の訂正請求は、開示請求の後に、訂正請求をしていただくという手続である。行政機関法と異なる点は、現行条例では、訂正請求の期間を設けていない。

是正の申出と利用停止請求権についてであるが、大きな違いとして是正の申出には、権利性がない。国の利用停止請求は、開示請求を前置しているが、是正の申出は必ずしも開示請求を前置していない。また、行政機関法の利用停止請求権には、期間の制限がある。

委員： 訂正請求、利用停止請求について、開示請求の前置を設けることにより、請求者及び実施機関は訂正又は利用停止する内容を認識することができるというメリットはある。

委員： 是正の申出の事例はあるのか。

事務局： 兵庫県では、条例運用後、是正の申出はない。

委員： 国の行政機関法第36条では、利用停止請求権が創設された。しかし、利用停止請求権は、現行条例にはないので、個人情報保護をより手厚くする観点から創設する方向で進めるべきと考える。

参考資料P11個人情報保護条例(検討案)第36条には、「条例第6条の規定に違反して収集されているとき、第7条の規定に違反して利用されているとき」、「第7条及び第8条の規定に違反して提供されているとき」と規定されているが、そういった条文にする趣旨を説明していただきたい。

事務局： 県の実施機関では、個人情報の取扱いについて収集の制限、利用・提供の制限を設けている。一方、県民が自己の個人情報についてどのように関与していくかについて、請求等の制度を設けている。収集や利用・提供の取扱い制限に違反する行為があると県民が考えるときには、利用停止請求権を行使できるという規定にすれば、適正な個人情報の取扱いが一連の流れの中で確保できると考えている。

委員： 個人情報保護条例(検討案)第36条では、条例第6条、第7条、第8条に違反した場合には、利用の停止、消去、提供の停止といった利用停止請求権を認めている。

補足すると、利用というのは、実施機関の中で収集目的以外に使うこと、提供というのは、実施機関から第三者に情報を渡すことで

ある。

第三者に提供した場合には、情報は第三者の所に移ってしまっているから、実施機関としては、利用の停止・消去を求められてもできない。したがって、実施機関に義務付けられることは、提供の制限のみである。

実施機関としては、提供した第三者に対して、使わないように、または消去するように要求することはできる。しかし、強要することはできない。そこが、第36条第1号と第2号の書き分けとなっている。

委員： 提供の停止というのは、今後、個人情報を渡さないようにするという意味か。

委員： そうである。個人情報を提供した実施機関は、提供したことが適切でなかったことについての責任はあるが、法的に第三者に対し、情報を利用しないことや消去することを強要できない。つまり、請求者としては、実施機関に対して、今後、提供しないことの義務付けしかできない。

第三者が県以外の行政機関であれば、例えばA市に提供した場合、A市の個人情報保護条例に基づき、請求者は別途、利用停止請求できるかもしれない。国であれば、行政機関法に基づき利用停止請求を行うことができるであろう。しかし、提供した県としては、第三者に対し、個人情報を利用しないことや、消去することを強要できない。

行政機関法と条例の違いであるが、条例では、第6条、第7条、第8条で取扱い制限に関する規定をおいているので、その規定に違反した場合に、利用停止等を請求することができると規定している点で異なる（参考資料P11参照）。

委員： 参考資料P11、現行条例第27条では、何人も、実施機関が自己の個人情報を第6条から第9条までのいずれかの規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出をすることができると規定されている。そうすると第9条の場合はどうなるのか。つまり、第6条、第7条、第8条については、是正の申出から利用請求権に移る。第9条に違反し取り扱っている場合は、どういう対応になるのか。

事務局： 条例第9条は、提供先に対し、適切に個人情報を提供するにあたっての適切な処理を求める根拠条文である。仮に県が必要な措置を講ずることを求めているときに、提供先のA市が目的外に利用した場合、A市に対して善処するよう求めることは可能であると考えている。しかし、利用停止請求権に基づくものとしてA市に必要な措置を求めることは、法的な意味で強要できない。したがって、第9条違反行為について、利用停止請求権として措置することは難し

いと考える。

委員： 個人情報の収集制限、利用・提供制限に違反するような取扱いを行っている場合に利用停止等の請求ができる。問題は、適正ではない取扱いが行われているため、個人情報を利用しない、又は消去しなければならないが、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときである。その調整をとっているのが第38条であるのか。

事務局： そうである。

委員： 当該利用停止請求に理由があると認める場合とは、第6条、第7条、第8条に違反した取扱いが認められる場合である。利用停止を行う制約が2つあり、一つは個人情報の取扱いを確保するために必要な限度で利用停止を行うこと、もう一つは事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないことである。行政機関法第38条の但し書きの要件、適正ではない取扱いであるが、事務に支障が生じるため利用を継続する規定を入れておいてよいかということについて事務局からの論点として提出があった。

では、どういう場合を想定しているのか。

事務局： 行政機関法の利用停止義務についての考え方であるが、利用停止請求に対しては行政機関法に定める取扱制限規定に違反する行為があれば、原則的には利用停止をする。しかし、利用停止により事務の目的が達成することができない正当な理由がある場合には例外的に利用停止をしないという考え方である。

委員： 例えば、本人同意を得た上で収集すべき情報であったにもかかわらず、得ていない場合、再び得ようとするとうまくいかず、消去すると事務執行上困る場合というような場合か。

事務局： 国の説明会等では、具体的な事例についての話はなかった。具体的な事例を現在、事務局として模索中である。

委員： 違法な収集があって請求者が利用停止請求を行い、最終的に訴訟で、利用停止が認められた場合、その人の個人情報に限り削除義務が生じることになると思うが、同じ事務で他の違法な収集がなされた個人情報については、削除義務が生じないことになるのか。

事務局： そうなると思う。

委員： その場合の県の対応はどうなるのか。

委員： 削除義務は生じないが、実施機関としては誠実な対応をしなければならないであろう。

事務局： 実施機関としては、誠実な対応で処理していくほかないと思う。

委員： そのことに関して、特に条例上、規定があるのか。

事務局： 特に規定はないが、条例の趣旨に照らせば、当然対応すべきものと考えている。

- 委員： 行政機関法第38条は、請求者の利用停止請求が認められた場合他の同様の個人情報も本来利用できなくなるので、そういった場合に困るといふ趣旨で但し書きをおいているのか。
- 委員： そういう場合もあると思う。本来、但し書きに該当する場合としては、請求者本人について違法収集であるが、それを消去してしまうと、亡くなっておられたりして改めてその情報を収集することができない。しかし、その情報がなければ困るといった場合を想定しているのではないか。
- 委員： 行政機関法第38条と同様の但し書きをおいた場合、条例では、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める主体は、県であると思うが、その際、個人情報保護審議会としてはどのように関与するのか。
- 委員： 例えば、実施機関が、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め、利用停止しない決定をしたことに対し、請求者が不服申立てした場合に、個人情報保護審議会で、事務の適正な遂行に著しいおそれが本当にあるかの判断を行うことになる。
- 委員： 話はもどるが、やはり、行政機関法第38条の想定事例を確認する必要があると考える。想定事例がなければ、行政機関法第38条と同様の規定を条例におくことの合理性が判断できない。
- 事務局： 総務省に改めて想定事例を確認する。なお、11県で既に利用停止請求を設けている。このうち2～3県に照会した結果、想定事例は考えていなかったようだ。
- 委員： 想定事例はともかくとして、行政機関法第38条の趣旨は抽象的には理解できる。つまり、行政事務の公共性と個人の権利との調整の必要性である。
- 委員： その意味では、比較衡量の基準を条例の中に明記していく必要があると考える。
- 委員： しかし、但し書きを広く解釈すべきではない。例外的な事例とすべきである。
- 委員： 他の団体では、行政機関法第38条のような但し書きをおいていない条例もあるのか。
- 事務局： 利用停止について権利性を認めている11県のうち、高知県と大分県、三重県では、行政機関法第38条但し書きに相当する規定はない。岡山県は、行政機関法第38条但し書きと異なる但し書きを措置している。
- 委員： 岡山県は、国の書き方と異なるが、どういう趣旨であるのか、どのようなことを想定しているのかを岡山県に確認していただきたい。
- 事務局： 後日、確認致す。
- 委員： 岡山県の条例制定時期は、いつか。
- 事務局： 平成14年3月19日である。行政機関法の法案ができるまでの

時期に制定された条例である。

委員： 東京都や大阪府は、どうなっているのか。

事務局： 利用停止請求権ではなく、是正の申出である。東京都や大阪府の条例制定は早く、条例制定が最近の県にあって、利用停止請求権を認める傾向にある。

委員： 但し書きの部分については、今日の議論を踏まえて整理をお願いします。

委員： あわせて利用停止は、収集目的を告げずに収集したとき、適正に収集したが目的外に利用したとき等、様々なケースが考えられるが、利用停止の内容を例示した資料を作成していただきたい。

委員： 先程、委員より利用停止や訂正請求の場合に、開示前置とすべきであるというご意見があったが、開示請求前置とした場合、期間制限を設けることについてはいかがか。行政機関法では、90日という期間制限が設けられているが、立法者は、行政事件訴訟法の規定を念頭において規定したのか。

事務局： そうである。

委員： 現行の条例においても、訂正請求は、開示請求前置の規定を設けている。やはり、訂正や利用停止を求められている個人情報と特定する観点から、開示請求を前置する方がふさわしい。開示請求を前置する手続を入れていくことでいかがか。また、90日という期間も、利用停止や訂正の請求をするために短い期間でもないのここは行政機関法の規定と同様でいいと思うが、いかがか。

委員： 異議なし。

委員： 個人情報の見直しについて（開示請求に係る手続規定について）事務局（県民情報室）より説明していただく。

事務局より、開示請求に係る手続規定について説明が行われた。

委員： 開示請求について先程の説明の要点は3つである。条例の不開示基準を情報公開条例の非公開基準、行政機関法の不開示基準にできる限りあわせるかどうかについて、法定代理人と本人の関係の整理について、現行条例の第17条第3号の個人の評価等に関する情報を不開示基準として残すかどうかについてである。

のことは、両制度間で運用上の違いはあるが、情報公開条例と整合をとった方が、県民、実施機関にとってわかりよい制度となるのではないかと考える。

各委員からご意見・ご質問を伺いたい。

委員： 法定代理人と本人の関係については、県の条例と国の違いは、条例の第14条第2項、ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りではないという規定である。条例を制定したときは、本人の個人情報であるから、本人に自己情報のコントロール権があり、法定代理人といえども、本人の意思に反して、個人情報を開示でき

るのはおかしいという発想に立っている。

事例としては何かあるか。

事務局： 法定代理人が内申書の開示請求をしたが、本人が開示について反対の意思を表示した事例がある。

委員： 未成年者では、適切な判断ができない場合は、どうなるのか。

委員： 運用としては、意思を正確に表明できると考えられる一つの基準として15歳程度の年齢を想定している。

委員： 何歳ぐらいから、物事を判断した上で、反対の意思を表明できるかは、当該個人情報の性質にもよるので一概にいけない。中学生ぐらいでも判断できるものもあるし、高校生ぐらいという場合もある。重要なことは、本人が反対しているにもかかわらず、法定代理人であれば、個人情報を開示することができるというのはよいのかという判断である。

委員： 子どもの権利を守るというのは、世界的な流れであるので、運用上、問題がないのであれば、存置することでよいと考える。

委員： 条例第14条第2項を残すとして、行政機関法第14条第1号の規定が必要であるか。想定事例はどのようなものか。

事務局： 国の行政機関法第14条第1号の想定事例としては2つある。一つは、法定代理人と本人の間で、利益が相反する場合が考えられる。例えば、子どもを虐待した親（法定代理人）が、子ども（本人）の児童相談の記録を、法定代理人ということで開示請求する。開示すれば、子どもの所在が判明する。そういう場合に、見せないようにする。

もうひとつは、難病の場合で病名を告知していないケースで、カルテの開示請求があった場合に、国立病院の医師が、告知することが、ふさわしくないと判断するとき、開示をしないことである。

委員： 本人であっても、病名を告知できない場合は、評価等情報で対応できると考える。本人と代理人の利益相反のケース、先程の事例で、反対の意思を表明できない幼児の場合、また、客観的に本人に開示すべきではない個人情報と判断できるときはどのような対応になるのか。従来は、評価等情報若しくは公共の安全に関する情報で対応できるのではないか。

事務局： 従来は、評価等情報により対応している。あるいは、事務事業の執行に関する情報で対応できる。

委員： 個人情報の開示制度は、本人が見たい情報を本人に開示する制度である。国の行政機関法のように、「本人の生命、健康、財産等を害するおそれのある情報」を行政庁の判断により非開示にするということを一般的基準として定めることは、しっかりこないものがある。解釈的には、法定代理人との間の利益相反を予定しているものであるが、パターンリスティックな規定という印象を受ける。新たに規

定を加えなくても、現行条例でも、行政機関法第14条第1号の想定事例に対応できると考える。

委員： 評価等情報を残すかという問題がある。残さなければ、事務事業の執行に関する情報による対応になる。国の行政機関法は、評価等情報を事務事業の執行に関する情報に含んでしまっている印象がある。

委員： 評価等情報をなくした場合、事務事業の執行に関する情報の範囲が広がる。

委員： 他府県の状況は、どうなっているのか。開示請求者の生命、健康等を害するおそれのある情報とは、別に、規定を設けているのか。

事務局： 行政機関法案の国会上程後に条例制定した県のみで不開示基準の規定内容を比較した資料は作成していない。次回審議会で提出する。

委員： 議論になっているのは2つである。一つは、法律の第14条第1号のような法定代理人と本人の関係の規定を置くかどうかということ、二つは、法律になくて、条例にある評価等の情報をどうするかという問題である。この問題については、次回も引き続き審議することにする。他に意見等がなければ、今日の審議は、ここまでとする。

6 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第58回）資料